

ひまわり



弁護士記章

ひまわりとはかりを图案化したもので、
ひまわりは自由と正義を、
はかりは公平と平等をあらわしています。

熊本県弁護士会会報
86号・87号合併号

H I M A W A R I





民事介入暴力の撲滅

民事介入暴力対策特別委員会委員長
弁護士 内田 光也

第1 はじめに

民事介入暴力の撲滅に向けた近年の特徴は、
(1) 暴力団対策法改正による規制強化の動きで
あり、(2) 犯罪対策閣僚会議発足以来、社会全
体に暴力団排除の気運が広がり、各業界の自主的
取り組みや自治体で暴力団排除条例の制定施行に至
っていることです。

第2 暴対法改正の動き

1 平成4年施行の暴対法は、暴力団員の行う
一定種類の暴力的要求行為等について規制を行い、
その後の改正で規制対象の行為類型や主体の拡大、
命令違反の場合の罰則も強化されました。また、
同24年改正では、暴力団の行為による被害や対
立抗争の続発という事情を背景に特定抗争指定暴
力団等の規定及び特定危険指定暴力団等の規定が
追加され、一定の違反行為等に対しては直罰規定
も設けられました。

2 暴力団の行為による被害者が、暴力団組織
の代表者等に対し損害賠償責任を追及する場合、
被害者の立証責任の軽減を図るため、同16年及
び同20年改正で指定暴力団の代表者等の対立抗
争等に係る損害賠償責任、威力利用資金獲得行為
に係る損害賠償責任の規定が新設されました。

3 住民らが暴力団事務所の使用差止請求等の
訴訟を行う場合、嫌がらせ等を受けることを防止
するため、同24年改正では、適格団体（都道府
県暴力追放運動推進センター）が住民らに代って
当事者となって使用差止請求訴訟を行うという新
制度が導入されました。

第3 暴力団等反社会的勢力排除の取り組み

1 同19年の政府「企業が反社会的勢力によ
る被害を防止するための指針」は、反社勢力との
関係遮断が、その資金獲得活動を断つという要請
だけではなく、企業にとっても、社会的責任、コ
ンプライアンス及び企業防衛の観点から必要不可
欠としました。

2 この流れの中で、各業界において反社勢力
との取引遮断のための内部統制システムの整備、
契約・約款における暴排条項の導入、反社情報を
集約したデータベースの構築等様々な取り組みがな
されています。

3 同23年には全都道府県で暴力団排除条例
が施行されるに至り、全国の多くの市町村でも暴
排条例が制定されました。各条例では、自治体・
事業者等の暴排に関する責務を定めるほか、公共
工事からの暴力団等の排除、事務所開設制限、事
業者の利益供与や暴力団員等がこれを受けること
の禁止、不動産取引その他事業者の取引一般にお
ける相手方が暴力団関係者でないことの確認義務
や契約書・約款等に暴排条項を導入する義務など
を定めています。

第4 最後に

このように民事介入暴力の撲滅のための規範は
充実してきています。当委員会は、県暴追センタ
ーや県警と連携しながら民事介入暴力の撲滅に向
けて取り組んでいますので、民事介入暴力の問題
でお悩みの方は是非ご相談ください。

memo

一口メモ

弁護士費用について

広報委員会委員 弁護士 河口 大輔

弁護士費用としてまず思いつくのは相談料だと思います。相談料は、事案や事務所によっても異なりますが、5千円～1万円程度の場合が多く、無料の場合もあります。次に、ご依頼頂く場合の費用は、大きく①着手金 ②実費③成功報酬に分かれます。①着手金とは、業務に着手する際に頂く費用です。②実費とは、交通費・通信費等です。③成功報酬とは、依頼の終了後に、得られた成果に応じて頂く報酬です。これらの金額の算定基準は各事務所が備え付けています。また、弁護士会も市民向け冊子を作成しています。実際に弁護士に仕事を依頼される際には、費用の内訳や金額、支払方法について、ご納得されるまでよく説明を受けられることをお勧めします。



憲法のはなし



弁護士 今村 一彦

いま、日本国憲法を改正しようという議論が活発になっていることはご存じでしょうか。

憲法改正について世界の国々に目を向けてみれば、時代の要請に即した形で憲法を臨機応変に改正することにより新たな課題に対応する国々もあります。イタリアは戦後15回、ドイツは戦後58回も憲法改正を行っています。こうした国々では、社会の変化に応じて法は変化するべきであり、憲法もその例外ではないと考えているようです。

これに対して、世界最古の成文憲法であるアメリカ合衆国憲法は1787年以来、修正条項を追加することはあっても改憲というかたちで憲法の内容を変更したことはありません。日本も戦後60数年いまだ憲法を改正したことはありません。



ただ日本では、ドイツやアメリカと違い、改正手続を経さえすれば憲法9条や前文を改正することすら可能です。

いまの日本国憲法を改正しようとする大きな動きがあることは、社会情勢が激動していることの表れでしょう。

いまの日本国憲法を改正することが本当に私たちの命や平和な暮らしを守ることにつながるのでしょうか。私たちは、いまの憲法の意味を考え、「主権の存する国民」の一人として憲法改正の動きを注視していく必要があります。



memo

一口メモ

「法教育」について

法教育委員会委員長 前田 大志

近年の学習指導要領の改訂により、小中高の各学校において「法教育」が順次実施されてきていることを皆様はご存知でしょうか？

そもそも「法教育」という言葉自体を聞いたことが無い人もおられると思いますが、ここにいる「法教育」とは、これまで大学の法学部等で行われてきた、いわゆる「法学教育」とは違い、「法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」のことをいいます（法教育研究会報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して」参照）。

熊本県弁護士会法教育委員会では、より多くの方々に「法教育」というものを実際に体験して頂きたいとの思いから、各学校・各種団体等へ弁護士を派遣する「法教育出前講義」や小中学生を対象とした「法教育セミナー」を行っておりますので、興味のある方は、ぜひ熊本県弁護士会までお気軽にお問い合わせ下さい。



住宅紛争についてのお知らせ

住宅紛争審査会運営委員長
弁護士 山之内 秀一

住宅紛争を解決するために、熊本県弁護士会は、熊本県弁護士会住宅紛争審査会（以下、審査会と称します。）を設置したり、住宅リフォーム等に関する無料の専門家相談を実施して対応しています。

最初に、審査会について説明させていただきます。この審査会は、住宅品質確保法に基づいて設置されたものであり、裁判外紛争処理機関（ADR）として国土交通大臣の指定を受け、建設住宅性能評価書が交付された住宅や住宅瑕疵担保責任保険が付されている住宅に関する紛争処理の業務を行っています。審査会における紛争解決のやり方としては、あっせん、調停、仲裁といった方法があり、いずれの審理でも、紛争処理委員たる弁護士、建築士両者の同席のもとに紛争の当事者双方が解決に向けた話し合いを行います。この審査会による紛争処理のメリットとしては、弁護士、建築士など住宅についての紛争に関する専門家による公平で専門的な判断が得られる点や手続が非公開でプライバシーや営業の秘密が守られ、裁判と比べて迅速な解決が図れるという点が挙げられます。また、

費用は申請手数料1万円のみです。

次いで、専門家相談とは、上記の評価住宅または保険付住宅にお住まいの方や住宅リフォーム工事でお悩みの方が熊本県弁護士会で、弁護士や建築士との専門家相談を無料でご利用頂く仕組みです。相談時間は1時間で、弁護士1名と建築士1名が応じます。

審査会や専門家相談に関する詳しい問い合わせは、熊本県弁護士会（096-325-0913）までお電話ください。



離婚について

弁護士 久保田 紗和

離婚の際、親権者や養育費、財産分与、慰謝料の額やこれらの支払い方法等についてきちんと決めておかなければ、後々「こんなはずじゃなかった」と後悔をすることになりかねません。親権や財産分与で双方の意見が食い違った場合、離婚の協議自体が進まないこともありますし、協議は進んだとしても、支払いが長期化する養育費等については、様々な要因で支払いがされなくなるおそれがあるため、出来る限り支払いを確保できる方策を講じておくことが得策です。インターネットなどで様々な情報も流れていますが、離婚前の夫婦の状況や経済状態に応じ、どのような離婚の方法・決め方が適切かということも異なるため、一度身近な弁護士にご相談をされてみてはいかがでしょうか。



「法律相談センターからのお知らせ」

法律相談のご予約は <096-325-0009>

弁護士 住本 綾

受付時間：月曜から金曜 午前 9 時から午後 5 時

熊本県弁護士会法律相談センターは、みなさまの身近に弁護士がいることを感じていただけるよう、法律相談を中心として、日々活動を行っています。

① 相談内容は、借金、離婚、相続、交通事故、不動産、労働問題、刑事事件など、あらゆる法律問題に対応しています。

② 相談料は 1 回 30 分、5250 円（税込）です。多重債務（サラ金やクレジットなど）の相談は無料で行っております。また、交通事故の相談、資力が一定以下の方の相談は、無料になる場合があります。詳しくは、お気軽にお電話でお尋ね下さい。

さらに、年に数回、無料法律相談月間を設けています。今年は、7 月の相続・遺言相談、9 月の離婚・家庭問題相談、12 月の交通事故相談、来年 2 月の相続・遺言相談について、無料の法律相談を行っています。

③ 場所は、水道町交差点付近、ローソンから国道 3 号線を挟んで向かい側にある加地ビルの 3 階です。相談時間は、毎週月曜から土曜まで、午前 10 時から 12 時、午後 1 時から 4 時の間となっています。

また、県内各地でも法律相談を行っています。

す。現在は、阿蘇（阿蘇市総合センター）、山鹿（山鹿中央公民館）、玉名（玉名市民公民館）、八代（八代商工会議所）、人吉（人吉商工会議所）、天草（天草信用金庫本店）で開設しています。

④ さらに、今年の 12 月から、従来の市役所での相談に加え、熊本市が各区役所で行う無料法律相談に弁護士を派遣することになりました。当面のところ、東区は東部公民館、西区は西部公民館、北区は植木公民館、南区は富合公民館で行われます。お住まいの区にかかわらず、お近くのところで受けられますので、ぜひご利用下さい。

⑤ 他にも、外出が困難な高齢者や障害者の方のために、弁護士が出張して相談を受ける、出張法律相談もあります。

さらに、会社の法律問題でお悩みの経営者の方のために、顧問弁護士の紹介も行っています。

弁護士さんに聞くほどではないかもしれない、とお悩みになる前に、一度専門家の意見を聞かれてみてはいかがでしょうか。早めに相談をされることが問題の予防になることもありますし、思わぬ解決につながることもあります。

みなさまのご相談をお待ちしております。

memo

一口メモ

人権救済申立

人権擁護委員会 委員長 加藤 修

各弁護士会には「人権救済申立」のための窓口があります。弁護士会の人権擁護委員会がその窓口です。誰でも自分または他人の人権が侵害されていると考えた場合にはその内容を記入して「人権救済申立書」を弁護士会に出すと、人権擁護委員会が審査の上、必要があれば、関係機関や関係者から調査をして、必要な措置、を取ります。その種類としては、「要望」「勧告」「警告」があります。人権侵害とまで認められないときは、不処置、不受理として本人にお知らせします。

現在のところ刑務所の受刑者処遇や警察などの捜査機関の行為、精神障害者の病院での処遇、学校での体罰、いじめ等の申立がなされています。どんな種類の人権侵害でも結構です。人権侵害行為を見つけられた方は遠慮なくお申し出ください。料金は無料です。又秘密は、厳守されます。



被疑者国選・当番弁護士について

刑事弁護センター委員会副委員長
弁護士 高瀬 真哉

今年、横浜市のホームページに小学校への襲撃予告を書き込んだとして大学生が逮捕され、家庭裁判所の少年審判により保護観察処分となったという事件がありました。後にその大学生のパソコンが遠隔操作されていたことが明らかになり、警察の誤認逮捕であることが明らかとなりました。

報道によるとこの大学生は犯行を自供していたそうです。取調室という密室の中で、どのようなやり取りがあったのか分かりませんが、無実の人が犯行を自供してしまうということは異常な事態だと言えます。無実の人を自供させてしまうような不適切な取調べを防ぐため弁護士会としては取調状況の全面的な録音・録画を要求していますが、なかなか実現しません。

そのような現状の下で、無実の人が逮捕され犯罪者とされるケースは散見されます。もし、ご自身や周りの方が逮捕され身体拘束を受けてしまったときには一度弁護士にご相談ください。

犯罪の疑いをかけられて捜査の対象となっている人を被疑者といいます。被疑者段階における弁護人は、無実の人を犯罪者としないうちに警察・検察といった捜査機関により不当・違法な取調べが行われていないか目を光らせます。また、

被疑者が自らの犯行を認めているような場合には被害者と示談交渉を行うなどして被疑者が起訴されずに済むよう検察官と交渉するなどの弁護活動を行います。

このような被疑者段階の弁護人としての活動として熊本県弁護士会には当番弁護士制度という制度があります。これは逮捕や勾留により身体を拘束された被疑者やその親族などからの申込みを受けて、当会の弁護士が原則として24時間以内に被疑者に面会に行く（ただし、被疑者が熊本県内に身柄を拘束されている場合に限りです。）という制度です。この当番弁護士の費用は無料です。ただし、当番弁護士制度は1回しか利用できません。また、身体拘束後に弁護士と面会済みの場合には利用できません。当番弁護士として面会に来た弁護士に私選弁護人として依頼することもできます。

また、逮捕の後、勾留された被疑者で、かつ、器物損壊罪、暴行罪などの一部の犯罪の疑いで勾留されている場合を除き、国選弁護人の選任を請求して、国選弁護人をつけてもらうことができます。ただし、私選弁護人がついている場合には国選弁護人を付けることはできません。

memo
一口メモ

弁護士会の紛争解決センターをご利用下さい

弁護士 坂本 秀徳

1 紛争解決センターとは

熊本県弁護士会紛争解決センターは、当会会員の弁護士があっせん人となって、公正中立の立場で当事者双方から言い分を聞き、話し合いにより紛争の解決を目指すもので、「弁護士会の調停」です。

相手方が和解あっせんの手続に応諾して手続きが開始した場合の和解あっせんの解決率は、約80%となっています。

原則として3回以内での和解の成立を目指します。

2 申立方法等について

申立ては、事件の種類は問いません。契約関係、不動産、損害賠償、離婚、相続等々基本的にはどのような紛争でも受理をします。

申立ては書式があり簡単で、本人でも作成できます。申立費用も定額の10,500円です。申立ては申立人本人の申立でも、弁護士代理人の申立でも、どちらでも結構です。

弁護士が申立代理人である場合を除いて、当会の会員である弁護士の相談を受けただうでその紹介状の添付が必要です。

3 当事者間で紛争が発生しているけれども、話し合いによる解決の余地があると考えられるものにつきましては、裁判所の調停以上に、どしどし当センターをご利用下さい（TEL：096-325-0913）。



熊本県副知事 小野 泰輔
副知事を拝命してから、九州北部豪雨への対応や、知事に代わっての広西壮族自治区への出張など、重要かつ予想しなかった仕事に追われておりましたが、ようやく仕事のペースもつかめるようになってきました。私に課せられた特命事項の重要項目の一つは、県南振興です。言葉で言うのは簡単ですが、実現するのはたやすいことではありません。しかし、私は地域が元気になるための芽は現場に姿を現しているだろうと思っています。フードバレー構想など、地域資源に裏打ちされたチャンスを飛躍につなげ、県南の法律サービス需要も伸びていくようにできればと考えております。



熊本県立図書館館長 木村 利昭
熊本県立図書館では、今年、特別展「藩校時習館に学ぶ」を開催しました。時習館の教育の特徴は、「個々人に合わせた教育」です。例えば、学業が進まない生徒がいれば先生を変える。よくできる生徒は飛び級させるといった具合です。イギリスの歴史学者トインビーは、『人間には非常に多種多様な天賦の才があるが、初めは潜在力にすぎず、刺激され、訓練され、機会を与えられない限り有効な実体とはならない。だから、教育はできるだけ各個人の性格に合わせるようにしなければならない。』と語っているのですが、その符合に驚かされます。



ちよつと一息



法律家をあきらめた僕
熊本学園大学学長 岡本 恵也
私は金融論が専門です。経済学部に進学し、金融論を専攻し、大学でのみ半世紀近くも禄を食んできました。この道を選んだことに何の悔いもありません。

しかし、もし僕が別の道を選んでいたら、法律専門家になっていたはず。ほんとうは法学部志望だったのです。なぜ、法学部に進学しなかったのか、それは中学、高校と僕が傾倒していた、早熟な友人が僕に「人が人を裁くことができるだろうか」と言ったからです。それが僕が法律家をあきらめた理由です。



熊本日日新聞社取締役論説委員長 高峰 武
死刑囚で初めて再審無罪となった免田栄さんは大正14（1925）年11月4日の生まれ。本当は11月3日だったらしいが、明治天皇の誕生日で、「恐れ多い」と1日遅れの届出となったという。昭和58（1983）年7月の無罪判決から2013年は30年。それでも獄中にあった34年余に比べ、「自由社会」の方がまだ短い。その免田さんがあゝる団体を評し、こんな例えをした。「電信柱なのに、根が生えていると錯覚している」。最初、笑って聞いていたが、よくよく考えると笑えない話だった。



